

第94表 市町村・主治医より検体採取や処置を依頼されるか、依頼されて実施するか

	依頼されることがある				依頼されることはほとんどない	依頼されることは全くない	無回答	計
	原則としてしない	してよいと認めている	禁止されていない限りだけ	その他				
政令市・特別区(衛生部)	0 0.0	8 8.8	2 2.2	0 0.0	23 25.3	55 60.4	3 3.3	91 100.0
政令市・特別区(保健所)	0 0.0	1 1.7	0 0.0	0 0.0	10 17.2	47 81.0	0 0.0	58 100.0
市	1 0.3	17 5.0	1 0.3	1 0.3	66 19.3	254 74.3	2 0.6	342 100.0
町	0 0.0	18 7.4	5 2.0	2 0.8	51 20.9	166 68.0	2 0.8	244 100.0
村	0 0.0	1 2.3	0 0.0	0 0.0	7 16.3	35 81.4	0 0.0	43 100.0
無回答	0 0.0	1 2.8	0 0.0	0 0.0	9 25.0	26 72.2	0 0.0	36 100.0
計	1 0.1	46 5.7	8 1.0	3 0.4	166 20.4	583 71.6	7 0.9	814 100.0

第96表 市町村・最も必要性が高いと思われる在宅福祉サービス

	ホームヘルパー派遣	質物、話し相手などのボランティア	シヨートイ	入浴サービス	給食サービス	デイケア、デイサービス
政令市・特別区(衛生部)	12 13.2	2 2.2	21 23.1	32 35.2	4 4.4	1 1.1
政令市・特別区(保健所)	6 10.3	4 6.9	9 15.5	22 37.9	1 1.7	4 6.9
市	23 6.7	20 5.8	42 12.3	100 29.2	11 3.2	42 12.3
町	12 4.9	12 4.9	36 14.8	74 30.3	5 2.0	34 13.9
村	4 9.3	6 14.0	6 14.0	14 32.6	1 2.3	2 4.7
無回答	3 8.3	1 2.8	6 16.7	15 41.7	1 2.8	2 5.6
計	60 7.4	45 5.5	120 14.7	257 31.6	23 2.8	85 10.4

第97表 市町村・必要性が高いと思われる在宅福祉サービス〔複数回答〕

	ホームヘルパー派遣	質物、話し相手などのボランティア	シヨートイ	入浴サービス	給食サービス	デイケア、デイサービス
政令市・特別区(衛生部)	73 82.0	56 62.9	76 85.4	85 95.5	49 55.1	56 62.9
政令市・特別区(保健所)	44 75.9	33 56.9	43 74.1	55 94.8	26 44.8	32 55.2
市	236 69.6	214 63.1	257 75.8	312 92.0	148 43.7	217 64.0
町	142 58.7	143 59.1	168 69.4	215 88.8	89 36.8	133 55.0
村	26 60.5	28 65.1	27 62.8	41 95.3	10 23.3	20 46.5
無回答	24 66.7	20 55.6	24 66.7	33 91.7	11 30.6	15 41.7
計	545 67.5	494 61.2	595 73.7	741 91.8	333 41.3	473 58.6

\*無回答者7を除く

第95表 市町村・衛生材料の入手について困ることがあるか

	あ	る	な	い	無	回	答	計
政令市・特別区 (衛生部)	18	19.8	69	75.8	4	4.4		91 100.0
政令市・特別区 (保健所)	13	22.4	44	75.9	1	1.7		58 100.0
市	62	18.1	265	77.5	15	4.4		342 100.0
町	32	13.1	211	86.5	1	0.4		244 100.0
村	3	7.0	39	90.7	1	2.3		43 100.0
無回答	3	8.3	31	86.1	2	5.6		36 100.0
計	131	16.1	659	81.0	24	2.9		814 100.0

訪問・通所 リハビリテ ーション	日常生活 用具貸与		金銭的援助	その他	無回答	計
4	0	3	1	0	11	91
4.4	0.0	3.3	1.1	0.0	12.1	100.0
2	2	2	2	1	3	58
3.4	3.4	3.4	3.4	1.7	5.2	100.0
29	12	9	11	4	39	342
8.5	3.5	2.6	3.2	1.2	11.4	100.0
16	11	6	6	4	28	244
6.6	4.5	2.5	2.5	1.6	11.5	100.0
4	1	2	0	0	3	43
9.3	2.3	4.7	0.0	0.0	7.0	100.0
1	1	1	0	0	5	36
2.8	2.8	2.8	0.0	0.0	13.9	100.0
56	27	23	20	9	89	814
6.9	3.3	2.8	2.5	1.1	10.9	100.0

訪問・通所 リハビリテ ーション	日常生活 用具貸与	貸おむつ 支給	金銭的援助	その他	回答者数
73	65	70	34	1	89
82.0	73.0	78.7	38.2	1.1	100.0
43	46	36	19	5	58
74.1	79.3	62.1	32.8	8.6	100.0
249	250	214	124	25	339
73.5	73.7	63.1	36.6	7.4	100.0
166	166	121	76	14	242
68.6	68.6	50.0	31.4	5.8	100.0
28	29	16	8	2	43
65.1	67.4	37.2	18.6	4.7	100.0
24	21	24	11	2	36
66.7	58.3	66.7	30.6	5.6	100.0
583	577	481	272	49	807
72.2	71.5	59.6	33.7	6.1	100.0

第98表 市町村・受け持ち患者の中でショートステイを利用したケースの有無

	あ	る	な	い	ショートステイは 実施していない	無	回	答	計
政令市・特別区 (衛生部)	65	71.4	26	28.6	0	0.0	0	0.0	91 100.0
政令市・特別区 (保健所)	30	51.7	27	46.6	0	0.0	1	1.7	58 100.0
市	201	58.8	129	37.7	7	2.0	5	1.5	342 100.0
町	106	43.4	115	47.1	20	8.2	3	1.2	244 100.0
村	14	32.6	24	55.8	4	9.3	1	2.3	43 100.0
無回答	17	47.2	17	47.2	2	5.6	0	0.0	36 100.0
計	433	53.2	338	41.5	33	4.1	10	1.2	814 100.0

第99表 市町村・保健婦との連絡調整についての問題の有無(保健婦のいない市町村勤務者を除く)

	あ	る	な	い	無	回	答	計
政令市・特別区 (衛生部)	5	5.7	80	90.9	3	3.4	3	88 100.0
政令市・特別区 (保健所)	10	17.2	42	72.4	6	10.3	6	58 100.0
市	30	8.8	287	84.4	23	6.8	23	340 100.0
町	13	5.4	216	89.6	12	5.0	12	241 100.0
村	1	2.4	40	95.2	1	2.4	1	42 100.0
無回答	4	11.1	31	86.1	1	2.8	1	36 100.0
計	63	7.8	696	86.5	46	5.7	46	805 100.0

第100表 免許・保健婦との連絡調整についての問題の有無(保健婦のいない市町村勤務者を除く)

	あ	る	な	い	無	回	答	計
保健婦	6	4.7	119	92.2	4	3.1	4	129 100.0
保健婦と助産婦	7	5.1	119	86.9	11	8.0	11	137 100.0
助産婦	4	7.8	44	86.3	3	5.9	3	51 100.0
看護婦	41	10.6	323	83.9	21	5.5	21	385 100.0
准看護婦	5	4.9	90	88.2	7	6.9	7	102 100.0
無回答	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	1 100.0
計	63	7.8	696	86.5	46	5.7	46	805 100.0

第101表 訪問指導従事期間・保健健婦との連絡調整についての問題の有無  
(保健婦のいない市町村勤務者を除く)

	あ	る	な	い	無	回	答	計
1年未満	9		85		5			99
	9.1		85.9		5.1			100.0
1～2年	10.5		83.7		5.8			137
2～3年	15		102		6			123
	12.2		82.9		4.9			100.0
3～4年	9		106		10			125
	7.2		84.8		8.0			100.0
4～5年	12		122		7			141
	8.5		86.5		5.0			100.0
5～7年	5		82		3			90
	5.6		91.1		3.3			100.0
7～10年	1		52		6			59
	1.7		88.1		10.2			100.0
10年以上	3		60		4			67
	4.5		89.6		6.0			100.0
無回答	0		15		0			15
	0.0		100.0		0.0			100.0
計	63		696		46			805
	7.8		86.5		5.7			100.0

第102表 市町村・患者、家族から訪問を拒否された経験

	あ	る	な	い	無	回	答	計
政令市・特別区 (衛生部)	18		70		3			91
	19.8		76.9		3.3			100.0
政令市・特別区 (保健所)	8		48		2			58
	13.8		82.8		3.4			100.0
市	102		234		6			342
	29.8		68.4		1.8			100.0
町	71		166		7			244
	29.1		68.0		2.9			100.0
村	6		37		0			43
	14.0		86.0		0.0			100.0
無回答	6		30		0			36
	16.7		83.3		0.0			100.0
計	211		585		18			814
	25.9		71.9		2.2			100.0

第103表 年齢・患者、家族から訪問を拒否された経験

	あ	る	な	い	無	回	答	計
29才以下	2	9.5	19	90.5	0	0.0	21	100.0
30～39才	75	32.3	153	65.9	4	1.7	232	100.0
40～49才	54	31.8	115	67.6	1	0.6	170	100.0
50～59才	42	23.6	126	70.8	10	5.6	178	100.0
60才以上	38	18.0	170	80.6	3	1.4	211	100.0
無回答	0	0.0	2	100.0	0	0.0	2	100.0
計	211	25.9	585	71.9	18	2.2	814	100.0

第105表 市町村・訪問指導を続ける上の悩み、不安

	政令市・特別区 (衛生部)	政令市・特別区 (保健所)
訪問を続けても患者の状態に目に見えた改善がみられず、あせりを感じることもある	73 80.2	38 65.5
患者の言分や利益と家族のそれとの板ばさみになり、悩むことがある	45 49.5	30 51.7
家族内の人間関係調整など、家庭内のことにどこまで立ち入ってよいかわからず困ることがある	55 60.4	33 56.9
家族の受け入れが悪いため悩むことがある	25 27.5	12 20.7
ヘルパーのような役割をせざるをえないことで、いやになることがある	26 28.6	8 13.8
介護状況の改善をはかろうとしても、解決不可能な問題が山積しており、むなしくなることがある	62 68.1	33 56.9
訪問先で何をしてもよいかわからなくなることがある	19 20.9	11 19.0
様々な医療的処置を要する患者が増え、対応する自信がない	9 9.9	10 17.2
医師の往診や指示がないため、不安になることがある	31 34.1	21 36.2
保健婦の指導下で主体性がもてずいやだと思うことがある	6 6.6	6 10.3
老人の体に直接触れる看護をして、何か起ったらと不安になり、なかなか手が出せない	10 11.0	5 8.6
医師、ケース・ワーカー、PTなど関係職種の判断が自分の判断と異なる時、自分の考えがなかなかわかってもらえなくて悩むことがある	11 12.1	3 5.2
全訪問指導員数	91 100.0	58 100.0

\*悩み、不安が「よくある」又は「時々ある」と回答した訪問指導員数・比率を計上した。

昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

第104表 免許・患者、家族から訪問を拒否された経験

	あ	る	な	い	無	回	答	計
保 健 婦	26		98		5			129
	20.2		76.0		3.9			100.0
保健婦と助産婦	31		107		3			141
	22.0		75.9		2.1			100.0
助 産 婦	10		38		3			51
	19.6		74.5		5.9			100.0
看 護 婦	109		275		5			389
	28.0		70.7		1.3			100.0
准 看 護 婦	35		66		2			103
	34.0		64.1		1.9			100.0
無 回 答	0		1		0			1
	0.0		100.0		0.0			100.0
計	211		585		18			814
	25.9		71.9		2.2			100.0

市	町	村	無	回	答	計
255	184	27	27			604
74.6	75.4	62.8	75.0			74.2
168	115	14	24			396
49.1	47.1	32.6	66.7			48.6
200	153	20	23			484
58.5	62.7	46.5	63.9			59.5
101	71	7	12			228
29.5	29.1	16.3	33.3			28.0
41	14	2	6			97
12.0	5.7	4.7	16.7			11.9
208	131	23	22			479
60.8	53.7	53.5	61.1			58.8
77	69	9	6			191
22.5	28.3	20.9	16.7			23.5
48	31	4	4			106
14.0	12.7	9.3	11.1			13.0
120	86	13	6			277
35.1	35.2	30.2	16.7			34.0
44	17	3	2			78
12.9	7.0	7.0	5.6			9.6
60	46	3	5			129
17.5	18.9	7.0	13.9			15.8
21	15	1	2			53
6.1	6.1	2.3	5.6			6.5
342	244	43	36			814
100.0	100.0	100.0	100.0			100.0

第106表 年齢・訪問指導を続ける上の悩み、不安

	29才以下	30～39才
訪問を続けても患者の状態に目に見えた改善がみられず、あせりを感じることがある	14 66.7	184 79.3
患者の言い分や利益と家族のそれとの板ばさみになり、悩むことがある	9 42.9	118 50.9
家族内の人間関係調整など、家庭内のことにどこまで立ち入ってよいかわからず困ることがある	14 66.7	160 69.0
家族の受け入れが悪いため悩むことがある	6 28.6	77 33.2
ヘルパーのような役割をせざるをえないことで、いやになることがある	1 4.8	30 12.9
介護状況の改善をはかろうとしても、解決不可能な問題が山積しており、むなしくなることがある	11 52.4	154 66.4
訪問先で何をしてもよいかわからなくなることがある	10 47.6	86 37.1
様々な医療的処置を要する患者が増え、対応する自信がない	5 23.8	32 13.8
医師の往診や指示がないため、不安になることがある	8 38.1	109 47.0
保健婦の指導下で主体性がもてずいやだと思ふことがある	0 0.0	28 12.1
老人の体に直接触れる看護をして、何か起ったらと不安になり、なかなか手が出せない	3 14.3	48 20.7
医師、ケース・ワーカー、PTなど関係職種の判断が自分の判断と異なる時、自分の考えがなかなかかわかってもらえなくて悩むことがある	1 4.8	15 6.5
全訪問指導員数	21 100.0	232 100.0

\*悩み・不安が「よくある」又は「時々ある」と回答した訪問指導員数・比率を計上した。

第107表 免許・訪問指導を続ける上の悩み、不安

	保 健 婦	保健婦と助産婦
訪問を続けても患者の状態に目に見えた改善がみられず、あせりを感じることがある	91 70.5	95 67.4
患者の言い分や利益と家族のそれとの板ばさみになり、悩むことがある	48 37.2	66 46.8
家族内の人間関係調整など、家庭内のことにどこまで立ち入ってよいかわからず困ることがある	54 41.9	78 55.3
家族の受け入れが悪いため悩むことがある	19 14.7	38 27.0
ヘルパーのような役割をせざるをえないことで、いやになることがある	8 6.2	7 5.0
介護状況の改善をはかろうとしても、解決不可能な問題が山積しており、むなしくなることがある	57 44.2	79 56.0
訪問先で何をしてもよいかわからなくなることがある	19 14.7	29 20.6
様々な医療的処置を要する患者が増え、対応する自信がない	14 10.9	19 13.5
医師の往診や指示がないため、不安になることがある	26 20.2	36 25.5
保健婦の指導下で主体性がもてずいやだと思ふことがある	6 4.7	16 11.3
老人の体に直接触れる看護をして、何か起ったらと不安になり、なかなか手が出せない	16 12.4	15 10.6
医師、ケース・ワーカー、PTなど関係職種の判断が自分の判断と異なる時、自分の考えがなかなかかわかってもらえなくて悩むことがある	5 3.9	11 7.8
全訪問指導員数	129 100.0	141 100.0

\*悩み・不安が「よくある」又は「時々ある」と回答した訪問指導員数・比率を計上した。

昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

40～49才	50～59才	60才以上	無回答	計
138	125	141	2	604
81.2	70.2	66.8	100.0	74.2
96	90	82	1	396
56.5	50.6	38.9	50.0	48.6
124	95	89	2	484
72.9	53.4	42.2	100.0	59.5
60	51	34	0	228
35.3	28.7	16.1	0.0	28.0
35	19	12	0	97
20.6	10.7	5.7	0.0	11.9
118	98	97	1	479
69.4	55.1	46.0	50.0	58.8
44	20	31	0	191
25.9	11.2	14.7	0.0	23.5
32	20	16	1	106
18.8	11.2	7.6	50.0	13.0
75	45	39	1	277
44.1	25.3	18.5	50.0	34.0
18	16	13	1	78
10.6	9.0	6.2	50.0	9.6
33	22	22	1	129
19.4	12.4	10.4	50.0	15.8
17	10	10	0	53
10.0	5.6	4.7	0.0	6.5
170	178	211	2	814
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

助産婦	看護婦	准看護婦	無回答	計
35	299	83	1	604
68.6	76.9	80.6	100.0	74.2
26	204	51	1	396
51.0	52.4	49.5	100.0	48.6
29	254	68	1	484
56.9	65.3	66.0	100.0	59.5
13	123	35	0	228
25.5	31.6	34.0	0.0	28.0
6	66	10	0	97
11.8	17.0	9.7	0.0	11.9
26	264	52	1	479
51.0	67.9	50.5	100.0	58.8
10	101	32	0	191
19.6	26.0	31.1	0.0	23.5
7	51	14	1	106
13.7	13.1	13.6	100.0	13.0
7	164	43	1	277
13.7	42.2	41.7	100.0	34.0
1	44	10	1	78
2.0	11.3	9.7	100.0	9.6
8	69	20	1	129
15.7	17.7	19.4	100.0	15.8
3	31	3	0	53
5.9	8.0	2.9	0.0	6.5
51	389	103	1	814
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



第108表 訪問指導従事前の就業場所・訪問指導を続ける上の悩み、不安

	就業経験なし	病院、病院と診療所
訪問を続けても患者の状態に目に見えた改善がみられず、あせりを感じることがある	2 50.0	321 76.1
患者の言い分や利益と家族のそれとの板ばさみになり、悩むことがある	2 50.0	165 39.1
家族内の人間関係調整など、家庭内のことにどこまで立ち入ってよいかわからず困ることがある	2 50.0	266 63.0
家族の受け入れが悪いため悩むことがある	1 25.0	125 29.6
ヘルパーのような役割をせざるをえないことで、いやになることがある	1 25.0	66 15.6
介護状況の改善をはかろうとしても、解決不可能な問題が山積しており、むなしくなることがある	2 50.0	265 62.8
訪問先で何をしてもよいかわからなくなることがある	1 25.0	113 26.8
様々な医療的処置を要する患者が増え、対応する自信がない	1 25.0	52 12.3
医師の往診や指示がないため、不安になることがある	1 25.0	156 37.0
保健婦の指導下で主体性がもてずいやだと思ふことがある	0 0.0	45 10.7
老人の体に直接触れる看護をして、何か起ったらと不安になり、なかなか手が出せない	0 0.0	70 16.6
医師、ケース・ワーカー、PTなど関係職種の判断が自分の判断と異なる時、自分の考えがなかなかわかってもらえなくて悩むことがある	0 0.0	30 7.1
全訪問指導員数	4 100.0	422 100.0

\*悩み・不安が「よくある」又は「時々ある」と回答した訪問指導員数・比率を計上した。

第109表 訪問指導従事前の就業年数・訪問指導を続ける上の悩み、不安

	4年以下	5～9年
訪問を続けても患者の状態に目に見えた改善がみられず、あせりを感じることがある	81 75.7	184 80.0
患者の言い分や利益と家族のそれとの板ばさみになり、悩むことがある	55 51.4	118 51.3
家族内の人間関係調整など、家庭内のことにどこまで立ち入ってよいかわからず困ることがある	72 67.3	153 66.5
家族の受け入れが悪いため悩むことがある	33 30.8	72 31.3
ヘルパーのような役割をせざるをえないことで、いやになることがある	18 16.8	36 15.7
介護状況の改善をはかろうとしても、解決不可能な問題が山積しており、むなしくなることがある	71 66.4	155 67.4
訪問先で何をしてもよいかわからなくなることがある	36 33.6	63 27.4
様々な医療的処置を要する患者が増え、対応する自信がない	19 17.8	38 16.5
医師の往診や指示がないため、不安になることがある	42 39.3	97 42.2
保健婦の指導下で主体性がもてずいやだと思ふことがある	12 11.2	21 9.1
老人の体に直接触れる看護をして、何か起ったらと不安になり、なかなか手が出せない	21 19.6	40 17.4
医師、ケース・ワーカー、PTなど関係職種の判断が自分の判断と異なる時、自分の考えがなかなかわかってもらえなくて悩むことがある	9 8.4	17 7.4
全訪問指導員数	107 100.0	230 100.0

\*悩み・不安が「よくある」又は「時々ある」と回答した訪問指導員数・比率を計上した。

昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

診療所のみ	病院又は(及び)診療所と学校	市町村又は(及び)保健所	病院又は(及び)診療所と市町村又は(及び)保健所	その他	計
18	41	45	170	7	604
90.0	80.4	77.6	68.3	70.0	74.2
12	35	19	114	4	396
60.0	68.6	32.8	45.8	40.0	48.6
12	39	26	133	6	484
60.0	76.5	44.8	53.4	60.0	59.5
5	18	15	61	3	228
25.0	35.3	25.9	24.5	30.0	28.0
1	11	5	13	0	97
5.0	21.6	8.6	5.2	0.0	11.9
11	39	28	126	8	479
55.0	76.5	48.3	50.6	80.0	58.8
4	15	13	43	2	191
20.0	29.4	22.4	17.3	20.0	23.5
7	8	10	26	2	106
35.0	15.7	17.2	10.4	20.0	13.0
7	17	11	83	2	277
35.0	33.3	19.0	33.3	20.0	34.0
2	9	6	16	0	78
10.0	17.6	10.3	6.4	0.0	9.6
3	12	9	33	2	129
15.0	23.5	15.5	13.3	20.0	15.8
2	5	3	13	0	53
10.0	9.8	5.2	5.2	0.0	6.5
20	51	58	249	10	814
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

10~19年	20~29年	30年以上	無回答	計
156	64	114	5	604
75.4	66.0	69.5	55.6	74.2
104	42	72	5	396
50.2	43.3	43.9	55.6	48.6
134	43	76	6	484
64.7	44.3	46.3	66.7	59.5
62	31	27	3	228
30.0	32.0	16.5	33.3	28.0
27	7	6	3	97
13.0	7.2	3.7	33.3	11.9
122	53	73	5	479
58.9	54.6	44.5	55.6	58.8
59	14	17	2	191
28.5	14.4	10.4	22.2	23.5
23	13	12	1	106
11.1	13.4	7.3	11.1	13.0
83	21	32	2	277
40.1	21.6	19.5	22.2	34.0
22	10	12	1	78
10.6	10.3	7.3	11.1	9.6
35	17	14	2	129
16.9	17.5	8.5	22.2	15.8
12	9	6	0	53
5.8	9.3	3.7	0.0	6.5
207	97	164	9	814
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第110表 訪問指導従事前のブランクの期間・訪問指導を続ける上での悩み、不安

	1年未満 (ブランクなしを含む)	1～2年
訪問を続けても患者の状態に目に見えた改善がみられず、あせりを感じることがある	165 72.4	48 72.7
患者の言い分や利益と家族のそれとの板ばさみになり、悩むことがある	106 46.5	26 39.4
家族内の人間関係調整など、家庭内のことにどこまで立ち入ってよいかわからず困ることがある	124 54.4	35 53.0
家族の受け入れが悪いため悩むことがある	52 22.8	17 25.8
ヘルパーのような役割をせざるをえないことで、いやになることがある	19 8.3	5 7.6
介護状況の改善をはかろうとしても、解決不可能な問題が山積しており、むなしくなることがある	122 53.5	30 45.5
訪問先で何をしてよいかわからなくなることがある	43 18.9	18 27.3
様々な医療的処置を要する患者が増え、対応する自信がない	21 9.2	4 6.1
医師の往診や指示がないため、不安になることがある	63 27.6	20 30.3
保健婦の指導下で主体性がもてずいやだと思ふことがある	19 8.3	4 6.1
老人の体に直接触れる看護をして、何か起ったらと不安になり、なかなか手が出せない	30 13.2	9 13.6
医師、ケース・ワーカー、PTなど関係職種との判断が自分の判断と異なる時、自分の考えがなかなかかわかってもらえなくて悩むことがある	12 5.3	2 3.0
全訪問指導員数	228 100.0	66 100.0

\*悩み・不安が「よくある」又は「時々ある」と回答した訪問指導員数・比率を計上した。

第111表 訪問指導従事期間・訪問指導を続ける上の悩み、不安

	2年未満	2～3年
訪問を続けても患者の状態に目に見えた改善がみられず、あせりを感じることがある	131 70.4	99 80.5
患者の言い分や利益と家族のそれとの板ばさみになり、悩むことがある	78 41.9	66 53.7
家族内の人間関係調整など、家庭内のことにどこまで立ち入ってよいかわからず困ることがある	108 58.1	94 76.4
家族の受け入れが悪いため悩むことがある	46 24.7	44 35.8
ヘルパーのような役割をせざるをえないことで、いやになることがある	20 10.8	14 11.4
介護状況の改善をはかろうとしても、解決不可能な問題が山積しており、むなしくなることがある	107 57.5	85 69.1
訪問先で何をしてよいかわからなくなることがある	64 34.4	31 25.2
様々な医療的処置を要する患者が増え、対応する自信がない	31 16.7	16 13.0
医師の往診や指示がないため、不安になることがある	75 40.3	42 34.1
保健婦の指導下で主体性がもてずいやだと思ふことがある	19 10.2	19 15.4
老人の体に直接触れる看護をして、何か起ったらと不安になり、なかなか手が出せない	37 19.9	19 15.4
医師、ケース・ワーカー、PTなど関係職種との判断が自分の判断と異なる時、自分の考えがなかなかかわかってもらえなくて悩むことがある	4 2.2	7 5.7
全訪問指導員数	186 100.0	123 100.0

\*悩み・不安が「よくある」又は「時々ある」と回答した訪問指導員数・比率を計上した。

昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

2～5年	5～10年	10～15年	15年以上	無回答	計
90	128	80	83	10	604
76.9	78.0	73.4	76.9	45.5	74.2
61	90	54	52	7	396
52.1	54.9	49.5	48.1	31.8	48.6
78	110	66	60	11	484
66.7	67.1	60.6	55.6	50.0	59.5
40	56	35	24	4	228
34.2	34.1	32.1	22.2	18.2	28.0
12	29	16	14	2	97
10.3	17.7	14.7	13.0	9.1	11.9
81	99	72	65	10	479
69.2	60.4	66.1	60.2	45.5	58.8
32	44	33	19	2	191
27.4	26.8	30.3	17.6	9.1	23.5
19	27	18	14	3	106
16.2	16.5	16.5	13.0	13.6	13.0
48	59	51	30	6	277
41.0	36.0	46.8	27.8	27.3	34.0
12	23	7	11	2	78
10.3	14.0	6.4	10.2	9.1	9.6
23	30	23	21	3	129
19.7	18.3	21.1	19.4	13.6	15.8
8	13	10	7	1	53
6.8	7.9	9.2	6.5	4.5	6.5
117	164	109	108	22	814
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3～4年	4～5年	5～10年	10年以上	無回答	計
96	113	111	44	10	604
74.4	79.6	73.5	64.7	66.7	74.2
63	76	80	26	7	396
48.8	53.5	53.0	38.2	46.7	48.6
73	86	89	27	7	484
56.6	60.6	58.9	39.7	46.7	59.5
40	41	48	9	1	228
31.0	28.9	31.8	13.2	6.7	28.0
14	14	28	6	1	97
10.9	9.9	18.5	8.8	6.7	11.9
74	84	93	30	6	479
57.4	59.2	61.6	44.1	40.0	58.8
28	34	26	5	3	191
21.7	23.9	17.2	7.4	20.0	23.5
16	18	16	6	3	106
12.4	12.7	10.6	8.8	20.0	13.0
45	55	48	9	3	277
34.9	38.7	31.8	13.2	20.0	34.0
10	12	13	3	2	78
7.8	8.5	8.6	4.4	13.3	9.6
15	27	23	6	2	129
11.6	19.0	15.2	8.8	13.3	15.8
9	10	19	4	0	53
7.0	7.0	12.6	5.9	0.0	6.5
129	142	151	68	15	814
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第112表 年齢・行き詰まったり困った時保健婦に話し助言を求めるか  
(保健婦のいない市町村勤務者を除く)

	助言を求め ている	助言を求め るが、あま り適切な助 言がえられ ない	助言を求め たいと思え るような人 がいない	自分の失敗 行き詰まり などは話し にくい	忙しそう で相談をもち かけられない	助言を要す るほど困っ たことはない	無 回 答	計
政令市・特別区 (衛生部)	80 90.9	0 0.0	1 1.1	0 0.0	1 1.1	5 5.7	1 1.1	88 100.0
政令市・特別区 (保健所)	43 74.1	2 3.4	0 0.0	0 0.0	4 6.9	7 12.1	2 3.4	58 100.0
市	236 69.4	25 7.4	4 1.2	2 0.6	8 2.4	55 16.2	10 2.9	340 100.0
町	195 80.9	10 4.1	0 0.0	0 0.0	5 2.1	28 11.6	3 1.2	241 100.0
村	35 83.3	1 2.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 14.3	0 0.0	42 100.0
無 回 答	22 61.1	6 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 19.4	1 2.8	36 100.0
計	611 75.9	44 5.5	5 0.6	2 0.2	18 2.2	108 13.4	17 2.1	814 100.0

第113表 年齢・行き詰まったり困った時保健婦に話し助言を求めるか

	助言を求め ている	助言を求め るが、あま り適切な助 言がえられ ない	助言を求め たいと思え るような人 がいない	自分の失敗 行き詰まり などは話し にくい	忙しそう で相談をもち かけられない	助言を要す るほど困っ たことはない	無 回 答	計
29才以下	20 95.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.8	0 0.0	21 100.0
30～39才	183 80.6	17 7.3	2 0.9	1 0.4	7 3.0	19 8.2	3 1.3	232 100.0
40～49才	139 81.8	10 5.9	3 1.8	1 0.6	3 1.8	13 7.6	1 0.6	170 100.0
50～59才	119 66.9	11 6.2	0 0.0	0 0.0	4 2.2	33 18.5	11 6.2	178 100.0
60才以上	152 72.0	6 2.8	0 0.0	0 0.0	4 1.9	45 21.3	4 1.9	211 100.0
無 回 答	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
計	615 75.6	44 5.4	5 0.6	2 0.2	18 2.2	111 13.6	19 2.3	814 100.0

第114表 市町村・行き詰まったり困った時保健婦以外の人も含めて助言を求める人がいるか

	職場内にいる	職場内にはい ないが職場の 外にいる	時には助言を 求めるとい う程度の人なら いる	い な い	無 回 答	計
政令市・特別区 (衛生部)	57 62.6	7 7.7	12 13.2	8 8.8	7 7.7	91 100.0
政令市・特別区 (保健所)	31 53.4	3 5.2	13 22.4	5 8.6	6 10.3	58 100.0
市	222 64.9	19 5.6	56 16.4	21 6.1	24 7.0	342 100.0
町	145 59.4	13 5.3	49 20.1	20 8.2	17 7.0	244 100.0
村	23 53.5	4 9.3	11 25.6	2 4.7	3 7.0	43 100.0
無 回 答	20 55.6	4 11.1	6 16.7	3 8.3	3 8.3	36 100.0
計	498 61.2	50 6.1	147 18.1	59 7.2	60 7.4	814 100.0

第115表 市町村・訪問指導に従事するための研修

	うけていな い	う け た					無 回 答	無 回 答	計
		3 日 以 内	4 ~ 6 日	7 ~ 13 日	2 週 間 以 上	無 回 答			
政令市・特別区 (衛生部)	12 13.2	12 13.2	34 37.4	20 22.0	11 12.1	2 2.2	0 0.0	0 0.0	91 100.0
政令市・特別区 (保健所)	20 34.5	14 24.1	16 27.6	5 8.6	3 5.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	58 100.0
市	126 36.8	63 18.4	62 18.1	54 15.8	23 6.7	3 8.8	11 3.2	6 1.8	342 100.0
町	134 54.9	44 18.0	17 7.0	27 11.1	15 6.1	1 0.4	6 2.5	6 2.5	244 100.0
村	24 55.8	8 18.6	5 11.6	3 7.0	3 7.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	43 100.0
無 回 答	14 38.9	8 22.2	6 16.7	5 13.9	1 2.8	1 2.8	1 2.8	1 2.8	36 100.0
計	330 40.5	149 18.3	140 17.2	114 14.0	56 6.9	7 0.9	18 2.2	18 2.2	814 100.0

第116表 免許・訪問指導に従事するための研修

	う け た	うけていない	無 回 答	計
保 健 婦	79 61.2	45 34.9	5 3.9	129 100.0
保健婦と助産婦	72 51.1	63 44.7	6 4.3	141 100.0
助 産 婦	35 68.6	15 29.4	1 2.0	51 100.0
看 護 婦	236 60.7	147 37.8	6 1.5	389 100.0
准 看 護 婦	43 41.7	60 58.3	0 0.0	103 100.0
無 回 答	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
計	466 57.2	330 40.5	18 2.2	814 100.0

第117表 訪問指導従事前のブランクの期間・訪問指導に従事するための研修

	う け た	うけていない	無 回 答	計
1年未満（ブランクなしを含む）	121 53.1	100 43.9	7 3.1	228 100.0
1 ～ 2 年	31 47.0	33 50.0	2 3.0	66 100.0
2 ～ 5 年	59 50.4	57 48.7	1 0.9	117 100.0
5 ～ 10 年	97 59.1	65 39.6	2 1.2	164 100.0
10 ～ 15 年	62 56.9	44 40.4	3 2.8	109 100.0
15 年 以上	80 74.1	25 23.1	3 2.8	108 100.0
無 回 答	16 72.7	6 27.3	0 0.0	22 100.0
計	466 57.2	330 40.5	18 2.2	814 100.0

第118表 市町村・職場内の勉強の場の種類〔複数回答〕

	特 に ない	ケース検討会	他職種との意見・情報交換会	テーマを定めた勉強会	そ の 他	回 答 者 数
政令市・特別区（衛生部）	1 1.1	74 84.1	49 55.7	77 87.5	13 14.8	88 100.0
政令市・特別区（保健所）	13 23.2	33 58.9	14 25.0	31 55.4	4 7.1	56 100.0
市	57 17.6	185 57.3	107 33.1	131 40.6	48 14.9	323 100.0
町	64 27.4	129 55.1	78 33.3	42 17.9	14 6.0	234 100.0
村	11 26.8	25 61.0	9 22.0	7 17.1	1 2.4	41 100.0
無 回 答	5 13.9	23 63.9	11 30.6	15 41.7	6 16.7	36 100.0
計	151 19.4	469 60.3	268 34.4	303 38.9	86 11.1	778 100.0

\*無回答者36を除く

第119表 職場内の勉強の場の種類・勉強の場は役に立っているか（勉強の場がある者のみ）

	大いに役に立っている	まあまあ役に立っている	あまり役に立っていない	無 回 答	計
ケース検討会、情報交換会、勉強会がある	105 79.5	22 16.7	0 0.0	5 3.8	132 100.0
ケース検討会、情報交換会、勉強会のうち2つがある	133 71.9	42 22.7	3 1.6	7 3.8	185 100.0
ケース検討会のみ	87 53.7	62 38.3	6 3.7	7 4.3	162 100.0
情報交換会のみ	16 34.0	24 51.1	4 8.5	3 6.4	47 100.0
勉強会のみ	38 58.5	25 38.5	2 3.1	0 0.0	65 100.0
その他	17 47.2	14 38.9	0 0.0	5 13.9	36 100.0
計	396 63.2	189 30.1	15 2.4	27 4.3	627 100.0

第120表 訪問指導従事前のブランクの期間・職場内の勉強の場は役に立っているか（勉強の場がある者のみ）

	大いに役に立っている	まあまあ役に立っている	あまり役に立っていない	無 回 答	計
1年未満（ブランクなしを含む）	105 63.6	48 29.1	4 2.4	8 4.8	165 100.0
1～2年	23 50.0	17 37.0	2 4.3	4 8.7	46 100.0
2～5年	55 57.9	36 37.9	2 2.1	2 2.1	95 100.0
5～10年	74 59.2	42 33.6	3 2.4	6 4.8	125 100.0
10～15年	61 70.1	21 24.1	1 1.1	4 4.6	87 100.0
15年以上	67 71.3	23 24.5	1 1.1	3 3.2	94 100.0
無 回 答	11 73.3	2 13.3	2 13.3	0 0.0	15 100.0
計	396 63.2	189 30.1	15 2.4	27 4.3	627 100.0

第121表 免許・職場内に勉強の場は必要か（勉強の場がない者のみ）

	大いに必要	あった方がよい	それほど必要ない	無 回 答	計
保健婦	6 20.7	16 55.2	5 17.2	2 6.9	29 100.0
保健婦と助産婦	10 31.3	17 53.1	2 6.3	3 9.4	32 100.0
助産婦	2 40.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	5 100.0
看護婦	22 44.9	18 36.7	7 14.3	2 4.1	49 100.0
准看護婦	11 31.4	19 54.3	5 14.3	0 0.0	35 100.0
無 回 答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0
計	51 33.8	71 47.0	20 13.2	9 6.0	151 100.0



第122表 訪問指導従事前の就業年数・職場内に勉強の場は必要か（勉強の場がない者のみ）

	大いに必要	あった方がよい	それほど必要ない	無回答	計
4年未満	6 33.3	11 61.1	1 5.6	0 0.0	18 100.0
5～9年	21 46.7	17 37.8	4 8.9	3 6.7	45 100.0
10～19年	14 37.8	19 51.4	4 10.8	0 0.0	37 100.0
20～29年	5 27.8	6 33.3	6 33.3	1 5.6	18 100.0
30年以上	5 16.7	16 53.3	5 16.7	4 13.3	30 100.0
無回答	0 0.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	3 100.0
計	51 33.8	71 47.0	20 13.2	9 6.0	151 100.0

第123表 市町村・職場外の研修への出席

	出席して いない	出席した				無回答	計
		公費	一部公費	全額 自己負担	無回答		
政令市・特別区 (衛生部)	31 34.1	23 25.3	1 1.1	34 37.4	1 1.1	1 1.1	91 100.0
政令市・特別区 (保健所)	18 31.0	16 27.6	4 6.9	19 32.8	0 0.0	1 1.7	58 100.0
市	91 26.6	111 45.9	51 21.1	77 31.8	3 1.2	9 2.6	342 100.0
町	65 26.6	95 54.0	37 21.0	43 24.4	1 0.6	3 1.2	244 100.0
村	16 37.2	14 53.8	4 15.4	8 30.8	0 0.0	1 2.3	43 100.0
無回答	9 25.0	13 48.1	3 11.1	11 40.7	0 0.0	0 0.0	36 100.0
計	230 28.3	272 47.8	100 17.6	192 33.7	5 0.9	15 1.8	814 100.0

第124表 免許・職場外の研修への出席

	出席した	出席したことはない	無回答	計
保健婦	91 70.5	34 26.4	4 3.1	129 100.0
保健婦と助産婦	99 70.2	38 27.0	4 2.8	141 100.0
助産婦	35 68.6	15 29.4	1 2.0	51 100.0
看護婦	279 71.7	105 27.0	5 1.3	389 100.0
准看護婦	65 63.1	37 35.9	1 1.0	103 100.0
無回答	0 0.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0
計	569 69.9	230 28.3	15 1.8	814 100.0

第125表 年齢・職場外の研修への出席

	出席した	出席したことはない	無回答	計
29才以下	10 47.6	11 52.4	0 0.0	21 100.0
30～39才	147 63.4	83 35.8	2 0.9	232 100.0
40～49才	135 79.4	35 20.6	0 0.0	170 100.0
50～59才	132 74.2	43 13.6	3 1.7	178 100.0
60才以上	145 68.7	56 26.5	10 4.7	211 100.0
無回答	0 0.0	2 100.0	0 0.0	2 100.0
計	569 69.9	230 28.3	15 1.8	814 100.0

第126表 市町村・担当業務

	訪問指導及び 関連業務のみ	訪問指導が主、 他の仕事もある	他の仕事为主 で訪問指導は 従	常勤保健婦と 同じような仕 事をしている	無回答	計
政令市・特別区 (衛生部)	63 69.2	21 23.1	2 2.2	1 1.1	4 4.4	91 100.0
政令市・特別区 (保健所)	41 70.7	14 24.1	3 5.2	0 0.0	0 0.0	58 100.0
市	169 49.4	125 36.5	35 10.2	2 0.6	11 3.2	342 100.0
町	74 30.3	120 49.2	38 15.6	8 3.3	4 1.6	244 100.0
村	19 44.2	17 39.5	6 14.0	0 0.0	1 2.3	43 100.0
無回答	15 41.7	12 33.3	5 13.9	3 8.3	1 2.8	36 100.0
計	381 46.8	309 38.0	89 10.9	14 1.7	21 2.6	814 100.0

第127表 免許・担当業務

	訪問指導及び 関連業務のみ	訪問指導が主、 他の仕事もある	他の仕事为主 で訪問指導は 従	常勤保健婦と 同じような仕 事をしている	無回答	計
保健婦	40 31.0	57 44.2	21 16.3	3 2.3	8 6.2	129 100.0
保健婦と助産婦	47 33.3	62 44.0	18 12.8	9 6.4	5 3.5	141 100.0
助産婦	22 43.1	19 37.3	8 15.7	0 0.0	2 3.9	51 100.0
看護婦	227 58.4	129 33.2	27 6.9	1 0.3	5 1.3	389 100.0
准看護婦	44 42.7	42 40.8	15 14.6	1 1.0	1 1.0	103 100.0
無回答	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
計	381 46.8	309 38.0	89 10.9	14 1.7	21 2.6	814 100.0

第128表 市町村・訪問指導業務に対する賃金支払方法

	他の業務 と込の賃 金	月 給	件数払い	時 給	日 給	半日給	そ の 他	無 回 答	計
政令市・特別区 (衛生部)	1 1.1	6 6.6	81 89.0	2 2.2	1 1.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	91 100.0
政令市・特別区 (保健所)	0 0.0	2 3.4	36 62.1	3 5.2	10 17.2	6 10.3	0 0.0	1 1.7	58 100.0
市	14 4.1	42 12.3	137 40.1	32 9.4	92 26.9	21 6.1	0 0.0	4 1.2	342 100.0
町	16 6.6	9 3.7	67 27.5	7 2.9	126 51.6	7 2.9	1 0.4	11 4.5	244 100.0
村	4 9.3	0 0.0	14 32.6	3 7.0	22 51.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	43 100.0
無 回 答	4 11.1	2 5.6	15 41.7	0 0.0	9 25.0	1 2.8	1 2.8	4 11.1	36 100.0
計	39 4.8	61 7.5	350 43.0	47 5.8	260 31.9	35 4.3	2 0.2	20 2.5	814 100.0

第129表 担当業務・訪問指導業務に対する賃金支払方法

	他の業務 と込の賃 金	月 給	件数払い	時 給	日 給	半日給	そ の 他	無 回 答	計
訪問指導及び関連 業務のみ	2 0.5	28 7.3	190 49.9	37 9.7	99 26.0	18 4.7	0 0.0	7 1.8	381 100.0
訪問指導が主、他 の仕事もある	17 5.5	31 10.0	110 35.6	8 2.6	125 40.5	11 3.6	1 0.3	6 1.9	309 100.0
他の仕事が主で訪 問指導は従	11 12.4	0 0.0	39 43.8	1 1.1	31 34.8	6 6.7	0 0.0	1 1.1	89 100.0
常勤保健婦と同じ ように仕事をして いる	9 64.3	0 0.0	2 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 7.1	2 14.3	14 100.0
無 回 答	0 0.0	2 9.5	9 42.9	1 4.8	5 23.8	0 0.0	0 0.0	4 19.0	21 100.0
計	39 4.8	61 7.5	350 43.0	47 5.8	260 31.9	35 4.3	2 0.2	20 2.5	814 100.0

第130表 市町村・1件単価 (件数払で支払われている者のみ)

	1999円 以下	2000~ 2999	3000~ 3999	4000~ 4999	5000~ 5999	6000~ 6999	7000円 以上	無 回 答	計
政令市・特別区 (衛生部)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	78 96.3	3 3.7	0 0.0	81 100.0
政令市・特別区 (保健所)	0 0.0	0 0.0	1 2.8	13 36.1	5 13.9	9 25.0	8 22.2	0 0.0	36 100.0
市	0 0.0	41 30.0	19 13.9	40 29.2	26 19.0	9 6.6	0 0.0	2 1.5	137 100.0
町	7 10.4	15 22.4	8 11.9	32 47.8	3 4.5	0 0.0	0 0.0	2 3.0	67 100.0
村	0 0.0	4 28.6	0 0.0	9 64.3	0 0.0	1 7.1	0 0.0	0 0.0	14 100.0
無 回 答	0 0.0	4 26.7	2 13.3	2 13.3	4 26.7	0 0.0	1 6.7	2 13.3	15 100.0
計	7 2.0	64 18.3	30 8.6	96 27.4	38 10.9	97 27.7	12 3.4	6 1.7	350 100.0

昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

第131表 市町村・1日単価（日給で支払われている者のみ）

	3999円 以下	4000～ 4999円	5000～ 5999円	6000～ 6999円	7000～ 9999円	10000円 以上	無 回 答	計
政令市・特別区 (衛 生 部)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
政令市・特別区 (保 健 所)	0 0.0	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 100.0
市	3 3.3	22 23.9	46 50.0	20 21.7	0 0.0	0 0.0	1 1.1	92 100.0
町	11 8.7	67 53.2	16 12.7	22 17.5	6 4.8	2 1.6	2 1.6	126 100.0
村	0 0.0	6 27.3	10 45.5	2 9.1	4 18.2	0 0.0	0 0.0	22 100.0
無 回 答	0 0.0	3 33.3	2 22.2	4 44.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	9 100.0
計	14 5.4	108 41.5	74 28.5	49 18.8	10 3.8	2 0.8	3 1.2	260 100.0

第132表 市町村・税込月額（訪問指導以外の業務と込みで賃金が支払われている者を除く）

	2万円未満	2～4万円	4～6万円	6～8万円	8～12万円	12万円以上	無 回 答	計
政令市・特別区 (衛 生 部)	1 1.1	6 6.7	10 11.1	20 22.2	18 20.0	32 35.6	3 3.3	90 100.0
政令市・特別区 (保 健 所)	14 24.1	2 3.4	4 6.9	17 29.3	14 24.1	3 5.2	4 6.9	58 100.0
市	32 9.8	38 11.6	59 18.0	62 18.9	54 16.5	35 10.7	48 14.6	328 100.0
町	55 24.1	54 23.7	30 13.2	15 6.6	22 9.6	9 3.9	43 18.9	228 100.0
村	17 43.6	12 30.8	1 2.6	0 0.0	1 2.6	2 5.1	6 15.4	39 100.0
無 回 答	7 21.9	5 15.6	3 9.4	4 12.5	4 12.5	1 3.1	8 25.0	32 100.0
計	126 16.3	117 15.1	107 13.8	118 15.2	113 14.6	82 10.6	112 14.5	775 100.0

第133表 訪問指導業務に対する賃金支払方法・税込月額  
(訪問指導以外の業務と込みで賃金が支払われている者を除く)

	2万円未満	2～4万円	4～6万円	6～8万円	8～12万円	12万円以上	無回答	計	平均
月給	0 0.0	3 4.9	5 8.2	4 6.6	22 36.1	27 44.3	0 0.0	61 100.0	109,869円
件数払い	56 16.0	50 14.3	38 10.9	62 17.7	54 15.4	39 11.1	51 14.6	350 100.0	71,950円
時給	4 8.5	4 8.5	9 19.1	13 27.7	7 14.9	5 10.6	5 10.6	47 100.0	70,952円
日給	59 22.7	54 20.8	51 19.6	27 10.4	25 9.6	7 2.7	37 14.2	260 100.0	45,220円
半日給	5 14.3	6 17.1	2 5.7	12 34.3	5 14.3	3 8.6	2 5.7	35 100.0	67,182円
その他	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	8,500円
無回答	0 0.0	0 0.0	2 10.0	0 0.0	0 0.0	1 5.0	17 85.0	20 100.0	86,333円
計	126 16.3	117 15.1	107 13.8	118 15.2	113 14.6	82 10.6	112 14.5	775 100.0	66,021円

第134表 市町村・賃金単価への満足度

	満足	まあ満足	やや不満	大いに不満	無回答	計
政令市・特別区 (衛生部)	20 22.0	58 63.7	11 12.1	2 2.2	0 0.0	91 100.0
政令市・特別区 (保健所)	18 31.0	18 31.0	17 29.3	3 5.2	2 3.4	58 100.0
市	57 16.7	161 47.1	81 23.7	27 7.9	16 4.7	342 100.0
町	58 23.8	97 39.8	68 27.9	4 1.6	17 7.0	244 100.0
村	15 34.9	16 37.2	9 20.9	3 7.0	0 0.0	43 100.0
無回答	7 19.4	11 30.6	15 41.7	2 5.6	1 2.8	36 100.0
計	175 21.5	361 44.3	201 24.7	41 5.0	36 4.4	814 100.0

昭和62年 訪問指導従事者の実態及び意識に関する調査

第135表 訪問指導業務に対する賃金支払方法・賃金単価への満足度

	満 足	まあ満足	やや不満	大いに不満	無 回 答	計
他の業務と込の賃金	6 15.4	15 38.5	12 30.8	3 7.7	3 7.7	39 100.0
月 給	8 13.1	25 41.0	20 32.8	7 11.5	1 1.6	61 100.0
件 数 払 い	83 23.7	172 49.1	76 21.7	10 2.9	9 2.6	350 100.0
時 給	10 21.3	20 42.6	12 25.5	5 10.6	0 0.0	47 100.0
日 給	66 25.4	113 43.5	61 23.5	12 4.6	8 3.1	260 100.0
半 日 給	1 2.9	12 34.3	17 48.6	2 5.7	3 8.6	35 100.0
そ の 他	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0
無 回 答	1 5.0	3 15.0	3 15.0	1 5.0	12 60.0	20 100.0
計	175 21.5	361 44.3	201 24.7	41 5.0	36 4.4	814 100.0

第136表 市町村・訪問交通費

	支給されていない、又は訪問指導料に込み	訪問指導料とは別に支給	支給されているが、実費全額はカバーできない	交通費は必要ない	無 回 答	計
政令市・特別区(衛生部)	82 90.1	2 2.2	3 3.3	4 4.4	0 0.0	91 100.0
政令市・特別区(保健所)	37 63.8	15 25.9	2 3.4	3 5.2	1 1.7	58 100.0
市	132 38.6	94 27.5	46 13.5	58 17.0	9 2.6	342 100.0
町	113 46.3	34 13.9	12 4.9	78 32.0	7 2.9	244 100.0
村	24 55.8	4 9.3	2 4.7	12 27.9	1 2.3	43 100.0
無 回 答	22 61.1	4 11.1	2 5.6	8 22.2	0 0.0	36 100.0
計	410 50.4	153 18.8	67 8.2	163 20.0	18 2.2	814 100.0

第137表 市町村・交通費不要の理由（訪問交通費を必要としない者のみ）

	徒歩、自転車、自家用 車使用	公 用 車 使 用	そ の 他	計
政令市・特別区 (衛生部)	4 100.0	0 0.0	0 0.0	4 100.0
政令市・特別区 (保健所)	2 66.7	1 33.3	0 0.0	3 100.0
市	35 60.3	22 37.9	1 1.7	58 100.0
町	27 34.6	46 59.0	5 6.4	78 100.0
村	9 75.0	3 25.0	0 0.0	12 100.0
無 回 答	3 37.5	5 62.5	0 0.0	8 100.0
計	80 49.1	77 47.2	6 3.7	163 100.0